

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年5月11日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容		
1	発生時期・場所	令和2年2月10日 午前8時20分頃 高山市岩井町914番地（飛騨高山スキー場駐車場内）		
	事故の概要	除雪用車両による駐車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（左フロントドア等）	
	被害総額・市の過失割合	—	488,861円・100分の100	
	賠償金	—	488,861円	
	内訳	保険金	—	488,861円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和2年3月31日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	令和2年3月16日 午後2時30分頃 高山市新宮町2093番地3（新宮保育園駐車場内）		
	事故の概要	降車の際に強風を受け大きく開いた公用車のドアによる駐車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（左フロントドア）	
	被害総額・市の過失割合	—	115,346円・100分の100	
	賠償金	—	115,346円	
	内訳	保険金	—	115,346円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和2年4月16日 地方自治法第180条第1項			